

指定通所介護事業利用重要事項説明書

あなたに対する指定通所介護利用サービス提供開始にあたり、指定通所事業運営規定第13条に基づいて当事者があなたに説明すべき事項は次のとおりです。

1. 事業者

事業者の名称	社会福祉法人 観音の里
法人所在地	宮崎県都城市高城町穂満坊3416番地
法人種別	社会福祉法人
代表者氏名	理事長 吉 見 多喜雄
設立年月日	昭和58年7月30日

2. ご利用施設

施設の名称	高城園デイサービスセンター
事業所番号	4571700303
サービスの種類	通所介護
施設の所在地	宮崎県都城市高城町穂満坊3416番地
施設長名	園長 吉 見 いち子
電話番号	0986-58-6595
第三者評価の実施の有無	有 ・ 無

3. ご利用施設で併せて実施する事業

事業の種類		宮崎県知事の事業者指定		利用定員
		指定年月日	指定番号	
施設	特別養護老人ホーム高城園	令和 8 年 4 月 1 日	4571700352	多床型 50 人 ユニット型 30 人
	特別養護老人ホーム高城園東館	令和 8 年 4 月 1 日	4570203283	
居 宅	通 所 介 護	令和 8 年 4 月 1 日	4571700303	1 日 20 人
	総合事業通所介護	令和 6 年 4 月 1 日	4571700303	
	短期入所生活介護 介護予防短期入所生活介護	令和 8 年 4 月 1 日 令和 6 年 10 月 1 日	4571700352	10 人
居宅介護支援事業		令和 8 年 4 月 1 日	4571700329	80 人未満
身体障害者短期入所		令和 6 年 10 月 1 日	4510200126	10 人

4. 職員の勤務体制

職 種	勤 務 体 制	休 暇
施 設 長	正規の勤務時間帯 8 時 30 分～17 時 30 分 常勤で勤務	4 週 8 休
生 活 相 談 員	正規の勤務時間帯 8 時 30 分～17 時 30 分 常勤で勤務	4 週 8 休
介 護 職 員	正規の勤務時間帯 8 時 30 分～17 時 30 分 常勤で勤務 8 時 00 分～17 時 00 分	4 週 8 休
看 護 職 員	勤務時間帯 9 時 30 分～16 時 30 分 勤務時間帯 8 時 30 分～17 時 30 分	1 名
機能訓練指導員	勤務時間帯 8 時 30 分～17 時 30 分	4 週 8 休
栄 養 士	勤務時間帯 8 時 30 分～17 時 00 分	4 週 8 休
調 理 員	勤務時間帯 7 時 30 分～16 時 30 分	4 週 8 休
運 転 手	正規の勤務時間帯 8 時 30 分～17 時 30 分 施設と兼務で勤務	4 週 8 休

5. 営業日及び営業時間・利用の申し込み窓口

営 業 日	毎週月曜日から土曜日まで
営 業 時 間	9 時 30 分～16 時 00 分
利用申し込み窓口	当施設通所介護事業所 利用申し込み窓口担当 生活相談員 東園 朝美 電話番号 0 9 8 6 - 5 8 - 6 5 9 5

6. 通常の事業の実施区域

事 業 の 実 施 区 域	都城市・三股町
---------------	---------

7. 施設サービスの概要

(1) 介護保険給付サービス

以下のサービスについては、食事の提供に要する費用を除き、通常 9 割が介護保険から給付されます。

種 類	内 容
食 事 の 介 護	(但し、食事の提供に要する費用は別途いただきます。)

		・栄養士の立てる献立表により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティーに富んだ食事を提供します。 (食事時間) 昼 食 12 時 00 分～13 時 00 分
排	泄	・利用者の状況に応じて適切な排泄介助を行うと共に、排泄の自立についても適切な援助を行います。 ・おむつを使用する方に対しては、1 日 2 回の交換を行うと共に、必要な場合はこれを超えて交換を行います。
入	浴	・入浴前に入浴が可能かどうか健康診断を必ず行います。
機	能	・機能訓練指導員による入所者の状況に適合した機能訓練を行い、身体機能の低下を防止するよう努めます。 ・当施設の保有するリハビリ器具 - 歩行器 3 機 ミニバイク 2 台 - 車椅子 3 機 空気マッサージ機 3 台 - 平行棒 1 機
健	康	・当施設の看護職員が毎日全員のバイタルチェックを行う。 ・緊急等必要な場合には、主治医あるいは、協力医療機関等に責任を持って引き継ぎます。 協力医療機関 吉見病院 診療科目 内科、外科
相	談	・当施設は、利用者及びご家族からのいかなる相談についても誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。 相談窓口担当 生活相談員 東園 朝美
社会生活上の便宜		・当施設では、必要な教養娯楽設備を備えると共に、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。 ・主な娯楽施設 - クラブ活動 ・クラブ活動によって活動費用を本人に負担していただく場合があります。 ・主なレクリエーション - 年間施設行事計画に沿って実施します。 - 誕生会・季節行事・運動会・旅行 - レクリエーションによってはレクリエーション経費を本人に負担していただく場合があります。 ・行政機関に対する手続きが必要な場合には、利用者及びご家族の状況によっては代行いたします。

送迎	・身体状況等一定の基準に該当する方で、ご自分の来所が困難な方は、リフト付きの送迎車で利用者の送迎を行います。
----	--

(2) 介護保険給付外サービス

サービスの種別	内 容
理 髪	・毎月1回（月曜日～土曜日）職員による理髪サービスを利用することができます。
日常生活用品の購入代行	・利用者及びご家族が自ら日常生活用品の購入が困難である場合は、施設の購入代行サービスをご利用いただけます。ご利用いただく場合は、止む得ない場合を除き、2日前までに購入代金を添えて担当へお申し込みください。 担当者 介護職 ・購入代金を添えて申し込まれた場合は、購入代金の受領預書を利用者に交付します
食 材 料 費	・栄養士による食材の検収により、新鮮で安価な食材を提供します。
教養娯楽施設の利用	・当施設では、次の教養娯楽設備を整えております。 ・クラブ活動 介護職
レクリエーション行事	・施設行事に沿ってレクリエーション行事を企画します。 担当者 介護職

8. 利用料

(1) 法定給付

区 分	利 用 料
法定代理受領の場合	介護報酬の告示上の額 (施設介護サービス費の1～3割と食事の提供に係る費用の合計額)
法定代理受領でない場合	介護報酬の告示上の額 (施設介護サービス費の基準額に同じ)

(2) 通常規模型通所介護費（1割負担の場合）

	要介護 1	要介護 2	要介護 3	要介護 4	要介護 5
サービス利用料金	5,840	6,890	7,960	9,010	10,080
利用料金自己負担金	584	689	796	901	1,008
食 事 代	450				
送 迎 加 算	報酬単位に包括				
サービス提供体制加算(I)	22				

入 浴 介 助 加 算 (Ⅰ)	40	入 浴 介 助 加 算 (Ⅱ)	55
介護職員処遇改善加算(Ⅰ) ロ	12.0%に単位		

(3) 法定外給付

区 分	利 用 料
理容・美容 サービス	・理容サービス 無料 ・美容サービス 無料 ※ 希望者のみ（但し、職員の散髪によるものです。）
日常生活用品の購入 代行サービス	・日常生活用品の購入依頼のあった品物を購入するのに要した金額の実費
食 材 の 提 供	・一人1日1食 450 円（食事代）
教養娯楽施設の利用 及びレクリエーション行事	・施設利用料及び材料費等の諸経費の実費

(4) 利用者の選定により提供するもの

区 分	利 用 料
特別な食事	要した費用の実費
日常生活に要する費用で本人に負担 いただくことが適当であるもの	・レクリエーション費用 ・クラブ活動費用

9. キャンセル料

通所介護サービスを利用されている方で当日の利用をキャンセルされる場合は、前日 16 時まで、当事業所へ昼食のキャンセルのご連絡をしてください。

10. 苦情申立先

(1) 事業所に対する苦情や相談受付

当施設ご利用相談室	窓口担当者	生活相談員	東園 朝美
	ご利用時間	平 日	9 : 0 0 ~ 1 7 : 0 0
	苦情解決責任者	管理者	吉見 いち子
	第三者委員	元施設勤務	宮脇 茂美 5 8 - 3 7 1 4
	第三者委員	元民生委員	中山あつ子 5 8 - 3 0 3 0
	連 絡 先	電 話	0 9 8 6 - 5 8 - 4 5 5 0
		苦情箱	施設内に設置

(2) 行政機関その他苦情処理受付

行政機関 介護保険担当課	都城市 (23-2114) 三股町 (52-9062) 高城町支所 (58-2312) 高崎町支所 (62-1112) 山田町支所 (64-1114) 山之口町支所 (57-3112)
宮崎県社会福祉協議会苦情受付窓口 福祉サービス運営適正化委員会 宮崎県国民健康保険団体連合会	宮崎市原町2-22 0985-60-0822 0985-35-5301

1.1. 協力医療機関

医療機関の名称	吉見病院
院長名	吉見多喜雄
所在地	都城市高城町穂満坊457-1
電話番号	0986-58-2335
診療科目	内科・外科
入院設備	ベッド数 75床
緊急指定の有無	有
契約の概要	利用者に病状の急変があった場合、診療を依頼

1.2. 協力歯科医療機関

歯科医療機関の名称	東 歯科医院
院長名	東 泰蔵
所在地	三股町花見原6番地5
電話番号	0986-52-6004

1.3. 非常災害の対策

非常時の対応	別途定める「当施設消防計画」に沿って対応します。			
近隣との協力関係	地域の消防団との協力連携を図り、非常時には相互の応援を仰ぐ。 また、施設と消防署とは非常通報装置により非常連絡が行える体制を図っています。			
平常時の避難訓練及び防災設備	別途定める当施設の消防計画にのっとり年2回、避難訓練を、利用者の方も参加して実施します。			
	自動火災探知機	有り	消化器	4個所
	誘導灯	1個所	ガス漏れ報知器	有り
	カーテン・布団等は防災性能のあるものを使用しております。			

消 防 計 画 等	消防署への届け出日 令和 8 年 8 月 1 7 日 防火管理者 氏 名 安 摩 翼
事故発生時の対応	利用者に介護の提供により事故が発生した場合は、保険者、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。なお事故の状況及び事故に際して採った処置について記録します。利用者に対する介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を行うものとしします。

1 4．当施設にご利用の際に留意いただく事項

嘱託医師以外の医療機関への受診	通所施設利用中に医療機関への受診が必要となった場合には、原則的には家族送迎ですが、緊急の場合当事業所のリフト車にて送迎する場合があります。
居室・設備・器具の利用	施設内の居室や設備、器具は本来の用法に従ってご利用ください。これに反したご利用により破損等が生じた場合、賠償していただくことがあります。
禁 煙・飲 酒	施設の敷地内で喫煙・飲酒はできません。
迷惑行為等	騒音等他の入所者の迷惑になる行為はご遠慮願います。また、むやみに他の利用者の居室等に立ち入らないようにしてください。
所持品の管理	各自で防備品は管理することを原則とするが、施設介護職に預けて管理することもできることとします。
宗教活動・政治活動	施設内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動は、ご遠慮ください。

1 5．虐待防止対策

利用者の人権擁護、虐待防止に務める観点から次に掲げる必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に対する責任者は施設長とし、職域責任者で「虐待防止検討委員会」を構成します。
- (2) 職員が支援にあたっての悩みや苦悩を相談できる体制を整備します。
- (3) 指針を整備し、定期的に「虐待防止検討委員会」を開催するとともに職員に
対し、その結果について周知徹底を行います。
- (4) 虐待防止のため定期的に研修会を実施します。
- (5) サービス提供中に、当施設の職員又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに関係機関へ通報します。
- (6) 成年後見制度の利用を支援します。

16. 身体拘束の原則禁止

サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため、緊急止むを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束という）を行いません。

2. やむを得ず身体拘束を行う場合は、利用者及びキーパーソンの同意を得た上で例外3原則（緊急性・非代替性・一次性）に則り必要最小限の範囲で行う。その場合は、身体拘束の態様・目的・拘束の時間・経過観察や検討内を記録し、5年間保存します。
3. 「身体拘束適正化委員会」を組織し指針を定め、定期的を開催するとともに職員に対しその結果について、周知徹底を図るとともに研修会を実施します。

17. 安全対策について

利用者の安全・安心な利用に努める観点から、事故防止に関する指針を定め、「安全対策委員会」を組織し定期的に開催するとともに研修会を行います。

2. 介護事故予防や再発防止の対策として安全対策担当者を配置します。
3. 職場全体で安全対策に取り組みます。
4. 日々の介護の中で起こる（ヒヤリ・ハット）や介護事故の事例を共有しそこから必要に応じて設備や運営マニュアルの見直し、改善などを検討実施します。
5. 事故が発生した場合等における報告と、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制の整備を行います。

私は、本書面に基づいて当施設職員（職名 氏名 ）から上記重要事項の説明を受けこれに同意します。

令和 年 月 日

契 約 者（利用者） 住 所

氏 名 印

利用者の家族 住 所

氏 名 印
続 柄